

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 27 年 6 月 29 日付けで提起のあった、瀬戸市福祉事務所（以下「処分庁」という。）が平成 27 年 7 月 1 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

その要旨は、次のとおりである。

私の世帯は、私の [REDACTED] が [REDACTED] であるので、これまでも住宅扶助額を超える家賃の住居で病気療養に努めており、転居の指導助言には、自立を阻害されるので応じられない旨、申ししてきました。

平成 25 年 8 月以降の保護基準改定により、幾度か生活扶助額が減額されましたが、今般（平成 27 年 7 月）の基準改定による住宅扶助の減額変更に至っては、これを起因として、自立を著しく阻害されることとなります。

今般の保護基準の改定にあたっては、厚生労働省からの通知（H27.4.14 社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」）があり、私の世帯に、この例外規定が適用されないのは不当だ。

第2 処分庁の弁明

平成27年7月22日付け処分庁から提出された弁明書の要旨は以下のとおりである。

本件処分は、請求人の世帯の住宅扶助基準を厚生労働省社会・援護局長通知（平成27年4月14日付社援発0414第9号）の例外規定を適用せず、処分庁の行った平成27年1日付け生活保護変更決定処分が不当だとするものであるが、次の理由により本件処分は正当である。

- (1) 厚生労働省社会・援護局長通知（平成27年4月14日付社援発0414第9号）の「2『生活保護法による保護の実施要領について』第7の4の(1)のオの額」について

要介護者がいるため3LDKの広さが必要であるとの請求人の主張は客観的根拠がない。また、近隣には住宅扶助基準内家賃で入居できる3LDKの県営住宅があることから、特別基準の要件である世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ない状況であるとは言えない。

- (2) 厚生労働省社会・援護局長通知（平成27年4月14日付社援発0414第9号）の「3経過措置」について

ア 3(1)における1(2)アただし書(ア)の該当性について

請求人の■(世帯主)は、自宅から約3km離れた■■■■■■■■■■(平町2丁目)に送迎バスを利用して3回/週通院している。当該クリニックでは、通院患者の居住地に合わせて送迎ルートの変更に応じているため、転居した場合も通院に支障はないため該当しない。

イ 3(1)における1(2)アただし書(イ)の該当性について

請求人は就労していないため該当しない。

ウ 3(1)における1(2)アただし書(ウ)の該当性について

請求人の■(世帯主)は■■■■と高齢で、■■■■■■■■■■を保持し、■■■■■■■■■■と認定されている。日常的な介護は同居している請求人が行い、■■■■■■■■■■に居住する請求人の■が時折自宅を訪問して支援している。市内の県営住宅等に転居しても、請求人の■の訪問は可能であり、自立を阻害するおそれはないことから該当しない。

エ 3(2)ア及びイの該当性について

当該世帯に係る月額の家賃が旧基準額を超えているため該当しない。

オ 3(2)ウの該当性について

転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合に該当しない。そもそも当該世帯の現住居の家賃は■■■■■■■■■■円であり、住宅扶助基準を超えているうえ、愛知県の指導監査での指摘により、継続して転居指導を行ってきた状況であり、特別基準や経過措置の対象ではない。

第3 請求人の反論

平成27年8月5日付け請求人から提出された反論書は以下のとおりである。

弁明書に対する反論

処分庁の弁明内容は概要、住宅扶助基準限度額内の物件に転居可能で、厚生労働省からの通知の「例外適用」にある特別基準や経過措置の対象にならないとの判断から、本件処分は正当だというものである。

しかし、処分庁は、私の世帯が転居不可能な状況であることを十分に勘察せず無視し、安易な判断をもって、厚生労働省からの通知の「例外適用」を不該当としているのであるから、本件処分は不当であるというのが私の反論趣旨です。

1 生活保護基準の在り方

そもそも、生活保護法第25条の要請を受け、同制度により保障される生活水準は「健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」とされ、しかも、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない」とされている。

ここで、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」とは、「肉体的にも精神的にも活力ある状態が保持されている生活」と捉えるべきである。

2 私の世帯の状況

ア) 現時点で私の世帯が転居しない理由は、転居により、肉体的、精神的、経済的不利益を被ることになるということです。具体的に列挙すると。

(1) これまでもそうであったように、環境の変化が■の病態を悪化させるおそれが多大である。現住所と同様な間取りと周辺環境の物件を見つけても、転居後に■がその環境の変化についていけるか不安が大きい。現住居には10年越し住んでいるので、■でも室内・屋外を把握できているが、新しい環境には大きなリスクが伴う。

(2) 転居先の候補としてあげている■の県営住宅は、■のような高齢・障害者・要介護者には不向きな環境といえる。立地は山坂が多い所で、利用可能な交通機関としてはタクシーに限定される。名鉄バスや愛知環状鉄道を利用するには長い階段や坂道を経なければならぬ。最近の■の体力では無理である。家賃が安くなってもタクシー代等他の出費がかさむことになる。つまり閉じ込められた環境に転居することとなる。

(3) 買い物や散歩の途中に、1階の空き家を見つけてはネットで間取りと家賃を調べているが、これまでのところ近隣で適当な物件は見つけれない。日常の大半の時間は■の病氣療養と介護の生活に追われ、適当な物件を見つける時間的余裕がない。直近では、6月20日頃近所の空きアパートを■を車椅子に乗せて数件見て廻ったが、どこも階段や坂があり、玄関にも■はたどりつけない。また、家の前のアパート■に空きがあったのでネットで間取りを調べたが、ここに入居したらクー

ラーがもう2台必要になるし、庭付きなのでその庭の手入れ等の手間が増える。また、築年数が現住所より5年ほど古い20年程の物件で、設備等も充分ではないと思われる。これでは、家賃()が安くなっても、他の出費等が増えるので経済的に余裕ができるとも限らない。

(4) 引越しに当たって家財道具の選別でとの諍いが起き、精神的に追い詰め遭うことになり、病氣療養の身には堪えるだろうし、私自身も介護への氣力が失せる。

(5) 転居直後にが死亡するようなことともなれば、再転居しなければならなくなる。自身はの坂を越えようと頑張っているが、命の炎が消えるのもそう遠くないであろうと思われる。の病態は、平成22年11月頃、が見つかり、平成23年1日、それがであれば年単位の命の保証はできないとで言われた。平成24年2月にで死にかけに緊急入院したが、奇跡的な回復を遂げて退院した。幸い現時点では生きているが、の病氣療養・在宅介護に明け暮れる生活である。

以上列挙したように、生活当事者としては、家賃が住宅扶助基準限度額内でも間取り・築年数・周辺環境等から他の出費等がかさむことは充分考慮しておかなければならない。その他にも不安材料は相当あるので、なかなか、転居できない。つまり、現時点で転居できない状況にあるのです。そういう「転居できない状況」を「やむを得ない状況である」というのであって、「世帯の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ない状況であるとは言えない」との処分庁の判断は、私の世帯が転居不可能な状況を充分勘案せず、生活当事者を無視した、安易な判断と言わざるを得ない。

イ) 平成25年8月よりの度重なる生活扶助額減額もあったことなので、本件処分によって、私の世帯は経済的に著しく追い込まれることとなった。憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を下回り、これにより自立を著しく阻まれることになると生活当事者は主張しているのである。そこで、厚生労働省からの通知の「例外適用」があるのだが、それに対して、処分庁は、厚生労働省からの通知の「例外適用」にある特別基準や経過措置の対象にならない根拠として、愛知県の指導監査の指摘とこれまでの転居指導をあげているが、これでは通知内容を曲解していると言わざるを得ない。厚生労働省からの通知の「例外適用」を不該当とする結論を正当化するための、短絡的で閉鎖的で、福祉の視点・観点的配慮が微塵もない冷酷で非道な者による独断的判断と言わざるを得ない。

以上1、2より、厚生労働省からの通知の「例外適用」を不該当とした本件処分は、不当である。

以上をもって反論とします。

第4 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、請求人の反論書及び処分庁から提出された関係書類等の物件から、次のように判断する。

1 認定した事実

- (1) 請求人の世帯員である請求人の[]は、[]生まれであり、請求時点で[]歳である。また、「[]」を障害名とする[]を所持しており、介護度は[]である。
- (2) 平成27年6月19日、処分庁はケース診断会議を行い、当該処分に係る経過措置該当について検討した結果、近隣に同等の間取りの県営住宅があり、転居しても通院や扶養義務者の支援は可能であるという判断から経過措置には該当しないため、同年7月1日から「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）1の(1)により、住宅扶助限度額44,000円を適用することとした。
- (3) 平成27年6月23日、処分庁は請求人世帯宛て原処分についての通知を送付した。
- (4) 同年同月29日、請求人は愛知県知事宛て本件処分に対する審査請求を行った。

2 判断

住宅扶助については、法第14条にて、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。
一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と規定されている。

なお、住宅扶助基準については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「告示」という。）」別表第3の1において、瀬戸市の級地区分である2級地の「家賃、間代、地代等の額（月額）」は「13,000円以内」と規定されており、別表第3の2において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県（略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする」と規定されている。

また、別表第3の2の「厚生労働大臣が別に定める額」は、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）」により示されており、限度額通知の1の(1)の「世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代）の限度額」にて、瀬戸市の級地区分である2級地の2人世帯の住宅扶助（家賃、間代等）の限度額（月額）として「44,000円」と規定され、限度額通知の2には、「1の(1)の規定にかかわらず、1の(1)に定める額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額（月額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」

とし、瀬戸市の級地区分である2級地の2人世帯は「52,000円」と規定されている。

更に、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4のオに、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（略）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして差しつかえないこと。」とし、加えて、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問56「局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。」という問に対し、「答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合、又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。」と示されている。

また、限度額通知の3には経過措置が示されており、その内容は、「本年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けているもの（略）が、上記1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年6月まで適用されている住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置を検討すること。(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要な場合として(2)アただし書(7)から(9)までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差しつかえない。(1の(2)のただし書：(7)通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合 (1)現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合 (9)高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合(2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準を適用して差し支えない。ア 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準を超えていない場合であって、(略)イ 当

該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準を超えていない場合であって、(略) ウ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準を超えている場合であって、転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合(略)」と規定されている。

さて、本件審査請求の争点は、原処分が『限度額通知の2に定める特別基準額が認定できるか』という点と『同通知3に定める経過措置が適用できるか』という点の2点である。

まず、一つ目の争点として『限度額通知の2に定める特別基準額が認定できるか』という点について、本件につきこれを見るに、その判断は、元々の局長通知の特別基準の判断基準である課長通知第7の問56の答を判断基準とするべきだと解される。課長通知第7の問56の答は「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」「地域において(略)限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」の3項目を認められる場合として列挙しているが、処分庁の弁明書においては「3LDKの広さが必要であるとの主張は客観的根拠がない」「近隣には住宅扶助基準内家賃で入居できる3LDKの県営住宅がある」ことを認定できない理由として申し立てているのみで、これら3項目を検討したうえで認めないとした理由が確認できない。これに対し、請求人は反論書2のA)において、「環境の変化が[]の病態を悪化させるおそれが多大」、「10年越し住んでいるので、[]でも室内・屋外を把握できているが、新しい環境には大きなリスクが伴う」「幸い現時点では生きているが、[]の病気療養・在宅介護に明け暮れる生活」などと述べており、請求人の[]は[]と高齢であること、[]を所持していること、介護度は[]であること等の世帯員の状況を把握している処分庁の立場ならば、3項目のなかでも特に「老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合」を検討したうえで判断にあたることは当然行われるべき状況であったと認められる。したがって、そうした検討がなされないなかで行われた本件処分は、違法であるとはいえなくとも、不当であったといわざるを得ない。本件特別基準額の認定は、限度額通知では「認定して差し支えない」という記述となっており、認定に関して処分庁の裁量権がうかがえる記述にはなっているが、たとえ裁量権が処分庁にあったとしても制限のない自由裁量権があるわけではなく、特別基準額の設定が規定された目的を勘案し、該当する可能性があるのであれば、積極的な運用がはかられるべきである。

また、二つ目の争点として『限度額通知3に定める経過措置が適用できるか』という点について、本件につきこれを見るに、その判断は、限度額通知3の(1)及び(2)に請求人世帯が該当するかを判断することとなる。当該判断については、限度額通知3の(1)で経過措置が認められる場合としている「1(2)アただし書(7)から(9)まで」のうちの(7)及び(1)、限度額通知3の(2)については処分庁が弁明

書で申し立てているとおり、当該世帯には該当しないことが認められる。一方、限度額通知 3 の (1) で経過措置が認められる場合としている「1 (2) アただし書 (7) から (9) まで」のうちの (9) (以下「1 (2) のアの (9)」という。) については、処分庁の弁明書においては「市内の県営住宅等に転居しても、請求人の■の訪問は可能であり、自立を阻害するおそれはないこと」を適用できない理由として申し立てている。しかし、当該世帯員である請求人の■は、■歳の高齢者であり、身体障害者であり、日常生活において扶養義務者である請求人の■から日常的な援助を受けて生活していると認められる。1 (2) のアの (9) は、そういった高齢者や身体障害者が転居によって自立を阻害するおそれがある場合には、旧基準を適用して差し支えないとする規定であるため、処分庁の申し立てている「転居しても、請求人の妹の訪問は可能」という点のみを理由としてこの経過措置を適用しないのは、1 (2) のアの (9) を限定的に解釈しているといわざるを得ない。この規定は、転居によって自立を阻害されるおそれがある高齢者・身体障害者に対する救済措置として定められた規定であるため、扶養義務者からの援助が期待できなくなるおそれと同程度の自立を阻害するおそれが他に認められれば、救済すべき世帯にあたりと解釈すべきである。ついては、処分庁から提出された平成 27 年 6 月 19 日に行われた本件処分にかかるケース診断会議録等を確認するも、そういった自立阻害要因の有無を十分に検討されたことが認められず、弁明書をもってしても明確な理由が申し立てられていないため、処分庁の行った本件処分は、違法であるとはいえずとも、不当であったといわざるを得ない。

なお、処分庁が弁明書で申し立てている「住宅扶助基準を超えている」、「愛知県の指導監査での指摘により、継続して転居指導を行ってきた状況」という点は、本件審査請求の争点とは直接的には関係がない。当然、処分庁が申し立てているとおり、住宅扶助基準限度額を超える家賃の住宅に居住している被保護世帯は、実家賃と住宅扶助額との差額分だけ経常的最低生活費の中から家賃等についての支出をしなければならず、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなければならぬ生活保護法の原則をふまれば、住宅扶助基準を下まわる家賃の住居への転居指導は常に検討するべきであり、世帯の自立を阻害するおそれのない転居が可能であれば、敷金等を必要とする場合と認めて差し支えないものであることを申し添える。

以上により、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 27 年 12 月 21 日

愛知県知事 大村 秀 章

